

平成30年度第4回多摩市国民健康保険運営協議会 議事要旨

平成30年11月22日

第二庁舎会議室

1. 開会

会長 議事録署名人は、山田委員、橋本委員とする。

2. 諮問事項 多摩市国民健康保険税率等の見直しについて

市長 本日はお忙しい中、多摩市国民健康保険運営協議会にご出席いただきありがとうございます。これまでも国民健康保険について、種々議論を重ねてきていただいているが、保険税率等の見直しについて諮問させていただく。今、国全体で国民健康保険をどうやって持続可能なものにしていくのか、いろいろな議論がされている。

多摩市では、先日11月1日、4日に「健幸まちづくりシンポジウム」を行った。多摩市全体の今の健康への取り組み、特に多摩市の場合、高齢の方が非常に増えているが、一方で健康寿命は男性83歳、女性86歳と都内でもトップである。そうした中で、多摩市がどのようにこれから先の健康長寿のまちづくりを進めていくのか、多くの皆様からのご議論をいただいた。

多摩市において今まで進めてきた政策はいろいろあるが、当日は医療関係者の方からも地域の医療で支えることができる、そんな仕組みづくりに向けて、病院間での連携も進んでいるなどの話もあった。これから諮問させていただく内容も、まさにそうした病院などの病診間の連携であったり、地域包括ケアをどう進めていくのか、そうしたことがベースにあって、この国民健康保険の保険税率の見直しというような議論にも結びつくと思っている。そうした点にも、ぜひご理解とご留意をいただき、よろしくお願ひしたいと思う。

諮問書を朗読し、会長に渡す。

事務局 資料2に基づき、平成31年度国保事業費納付金、標準保険料率について説明。

会長 この諮問に対する議論というのは今回と次回の2回か。

事務局 今回と12月、年明け1月の3回となる。1月の運営協議会で一定の取りまとめをお願いしたいと考えている。

委員 この徴収率という一番下のところだが、これは医療費と後期分と介護分と分けているが、徴収する際には医療費と介護というのは一緒だと思うが、ここでずれてきている、例えば30年度の医療費の徴収が94.47で、介護分で92.87というのは94.47で同じになるのが普通じゃないかなと思うが違うのか。

事務局 介護分の収納率については、40歳から65歳までの被保険者になる。医療分、後期分については、全年齢の方が対象になり、その分の差となる。

事務局 補足すると、年代別の収納率を見ると、65歳から74歳の方は高い。年齢が低いほど、どうしても収納率が下がってしまうという部分がある。

委員 表面の米印の4つ目で、6,600万円多く追加納付する必要があったと記述があるが、これの中身というか、理由はどういうことなのか。

事務局 前期高齢者交付金というものが、65歳から74歳までの方の人数に応じて交付される。まず概算として交付され、その翌々年度に確定数値を固め、その差額を精算するという事になっている。今回29年度の数値を確定した段階で6,600万円多くもらい過ぎていたということで、平成31年度の納付金に加えるというような形になっています。

委員 その誤差が結構大きいような気がするが。

事務局 概算のときには見込みの人数として報告をするが、その人数よりも実際に前期高齢者の方の人数は少なかったということになる。予算編成のため前年度のうちに翌年度の前期高齢者交付金の概算を算定するが、そのときの人数に誤差が生じる。

また、1人当たりの給付額というものが国から示されるが、その給付額も前年度中の見込み額と、実際に確定したときの金額についても誤差が生じる。その2つの理由によって変わってくる。

委員 見込みより人数が少なかったということか。

事務局 それが一番大きな理由かと思う。

会長 何人ぐらい少ないと、こんな6,000万円超えるぐらいになるのか。

事務局 1人当たりの給付額が40万円台だったと記憶しているが、40万円として6,600万円とすると165人程度となる。

委員 165人の誤差というと、パーセンテージで言うどの程度なのか。

事務局 現在、前期高齢者の方は、約1万6,000人程度かと思う。その165人となる。

事務局 資料3、4、5に基づき、平成31年度国民健康保険税率（諮問案）について説明。

委員 5割軽減、2割軽減というのがあるが、国保の加入者のうちに5割軽減の人は何人ぐらいいて、2割軽減の人はどのぐらいいるというデータはあるのか。

事務局 平成30年度の国保加入世帯が約2万4,000弱程度だが、その世帯の大体4割はいずれかの軽減に該当している。

委員 ほぼ半分の人が何らかの軽減は受けているということか。

事務局 そうなる。

委員 この諮問案にあるように、約4%増の決まったとすると、今までの赤字補填の一般会計からの繰り入れの総額がどのぐらい軽減されるのか、アバウトでも。

事務局 税率改定をしない場合と、今回4%改定した場合の法定外の繰り入れの額は、約1億程度変わってくる。

委員 平均で4%アップという話だが、これは一般会計から繰り入れしないという前提のものか、繰り入れして4%なのか。

事務局 繰り入れして4%増ということになる。

委員 一般会計繰り入れを前提で計算して4%。これが基本的に来年度の保険税ということか。

事務局 そうなる。一般会計からの繰り入れをしないという想定が、東京都から示されている標準保険料率となる。

委員 先日、元気な職場とか今日からつくるといふ、厚生省の方の話が新宿の文化会館で行われ話を聞いてきたが、職場や、各地域での健康に取り組む姿勢の話だった。テレビでも昨今やられているように、各都市でいろいろな健康の取り組みをやっているところがあって、長野県の諏訪湖のところは有名な話で皆さんもご存じかと思うが、特徴的だったのは、人間の体の中の一番大きい割合を55%が占める筋肉だっという話があった。筋肉運動の話もされていたが、例えば、今言ったように、筋

肉が体の55%なんだから、筋肉を維持するためのいろんな具体的な案を提示する、年度ごとにそういうようなポイントをつくり取り組みを進めていく、そういう取組はあるのか。例えば、筋肉だったらスクワットをやって、筋肉維持を、毎年取るのとこのぐらい軽減するんだけど、それを維持しよう。維持することによってお医者さんにかかる医療費軽減になるわけだから、こういう赤字補填の数字も、いわゆる医療費の軽減という意味では貢献していく、そういう視点の取り組みはあるのか。

事務局 大事なご質問だと思っている。市長からもお話しさせていただいたように、健康寿命ということでは、男性、女性ともに都内ではナンバーワンということになっているが、今後、それを引き続いて維持するためにもということで、ライフステージに応じたさまざまな対策を考えている。

基本的には大きく3つ、若い方、壮年期も含めた健康への取り組みというのは、健康推進課を中心としたさまざまな検診などで行う。口腔ケアも含めた形での取り組みを行うということと、それから、高齢支援課で、多摩市はTFPPという、多摩フレイルプロジェクトというものを昨年度から始めている。フレイルというのは、ご承知かもしれないが、少し前まではサルコペニアというふうな、足腰が弱るというところを、今、お話いただいた筋肉をつけることで虚弱を予防しましょうという取り組みを進めております。

さらに、国民健康保険ということで、他の健康保険組合でもさまざまな取り組みをされているが、多摩市の国民健康保険の取り組みとして、保健師とともに健康に関する取り組みを行っているというところで、それぞれの所管課、担当するセクションごとに健康まちづくりに向けてのさまざまな予防施策に取り組み、それをさらに全庁横串でその取り組みを進めていくというところが、多摩市の健康まちづくりの取り組みということになっている。

委員 諮問案については、大筋はよろしいかと思うが、後期支援分の均等割だけが1万1,000円で増額になっていない。そこだけ操作をしなかった理由は何かあるのか。

事務局 今回示された標準保険料率、それから、他市の後期支援金の均等割額、そちらと比較してもほぼ同程度となっており、後期支援分の均等割については今回も据え置くこととしている。

委員 資料によると1人あたり3.7%増。でも、目標が4%なので、4%を目指すので

あれば、そこを気持ち上げるというような案がなかったのかなと思った。

事務局 今回は介護の均等割、医療分の均等割の部分を増額させていただいている。その中で調整し、全体的に4%の増という形で保険税率の改定案を提案させていただいている。

会長 資料4の裏面で、3人世帯、4人世帯とあるが、所得1,000万以上の人たちの増加率が0や、あるいは1.2%、1.4%、他の所得金額だと大体4%前後の増加率であるのに対し、増加率がぐっと落ちている理由は何かあるのか。

事務局 課税限度額というものがあり、一定の高額所得がある方については、税額が頭打ちになってしまうため、この増減率の部分が0%となってしまう。

委員 この諮問書の表で見ると、一般的に均等割の金額はあまりいじらない。いわゆる、据え置いて、所得割を改定した方が第三者的にはイメージがいいような気がする。所得割を改定すれば収入に応じて皆さんで負担しようだから、値上げに抵抗があるにしてもイメージがいいような気がする。ここで議論した上で、そういうような変更をすることは可能なのか。あるいは、均等割は法的に決まっているから変更できないとかあるのか。

事務局 所得割、均等割の比率というのは、地方税法で基本的には50対50と決まっているが、多摩市の場合には50対50という形にはなっていない。所得割の方が高い比率になっている。前回、平成30年度の改定に当っては、低所得者層の方に配慮するという部分で、均等割の引き上げ幅を抑え所得割の比率を上げている。ただ、所得割の比率を上げ過ぎると、今度は中間所得者層の方の負担がかなり大きくなってしまおうという部分がある。前は均等割を抑えたという経過があるので、今回は均等割についても一定の増をさせていただいたという形になっている。

また、委員さんがおっしゃったように、この案からの変更というのは、今後の協議の中でさせていただくことも可能かと思っている。

委員 保険料率を上げる話なので、非常に理解をいただくのに苦労するわけで、まして31年度というのは消費税も上がる。そうすると、一市民の方から見れば、あれも上がる、これも上がるという話になる。消費税は福祉税だと言っているが、その噴水効果がちゃんと来てくれて、納付金に下がっているとか、何かされていないとマクロとしておかしいんじゃないかという意見が出ると思う。是非、説明するときに

は、そういうマクロの感覚を持ってやっておかないと、一人一人で見ると、あっちも上がる、消費税も上がる。消費税は福祉税だと言っているが、その効果はどこに行ったのかと。我々も保険料率を上げるときは、マクロとマイクロ両方説明しますので。特に今回は消費税がばっちりぶつかっていますから。

3. その他

事務局 次回の運営協議会は12月20日としたい。

4. 閉会